

2号認定

【令和元年10月分から幼児教育・保育の無償化が始まり、利用者負担額等については以下のとおりとなっております。】

※ 利用者負担額(保育料) : 無償化の実施により一律「0円」へ

※ 副食費の免除対象の範囲 : 年収360万円未満相当の世帯(第1階層～第4B階層一部)の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象とする

(単位:円/月)

階層区分	定義		利用者負担額等				
			①保育料「0円」 ②主食費と③副食費は施設で定めた金額を実費徴収				
			①保育料	②主食費	③副食費		
			全子	全子	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法による被保護世帯		0	実費徴収	免除	免除	免除
第2階層 <small>(年収260万円未満相当)</small>	A	市町村民税非課税世帯 <small>母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯</small>	0	実費徴収	免除	免除	免除
	B		<small>上記に該当しない世帯(2人目以降0円)</small>	0	実費徴収	免除	免除
第3階層 <small>(年収330万円未満相当)</small>	A	市町村民税均等割のみ課税世帯 <small>母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯(2人目以降0円)</small>	0	実費徴収	免除	免除	免除
	B		<small>上記に該当しない世帯</small>	0	実費徴収	免除	免除
	C	所得割課税額48,600円未満 <small>母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯(2人目以降0円)</small>	0	実費徴収	免除	免除	免除
	D		<small>上記に該当しない世帯</small>	0	実費徴収	免除	免除
第4階層 <small>(年収360万円未満相当)</small>	A	所得割課税額97,000円未満 <small>母子父子世帯又は障がい者(児)のいる世帯(2人目以降0円)</small>	0	実費徴収	免除	免除	免除
	B		<small>うち77,101円未満</small>	0	実費徴収	所得割課税額57,700円未満の場合 免除対象	免除
	<small>(年収470万円未満相当)</small>	C	<small>うち77,101円以上</small>	0	実費徴収	実費徴収	実費徴収
第5階層 <small>(年収640万円未満相当)</small>	所得割課税額169,000円未満		0	実費徴収	実費徴収	実費徴収	免除
第6階層 <small>(年収930万円未満相当)</small>	所得割課税額301,000円未満		0	実費徴収	実費徴収	実費徴収	免除
第7階層 <small>(年収1,130万円未満相当)</small>	所得割課税額397,000円未満		0	実費徴収	実費徴収	実費徴収	免除
第8階層 <small>(年収1,130万円相当以上)</small>	所得割課税額397,000円以上		0	実費徴収	実費徴収	実費徴収	免除

免除

… これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

免除

… 今回、新たに副食費を免除する範囲

● 利用者負担額の多子軽減等 (右頁記の、これまでの保育料算定時の考え方により多子カウントを行います)